

業困難ナルトコロヨリ臨時人夫一名ヲ体格強健ナルモノト取替ヘラレタキ旨申出デタルニ親方ハ之ヲ許サズルノミナラズ臨時ガ使ヘナケレバ六人ニテ仕事ヲメレ六人デ出来ナイ様ナラ止メテ終ヘト怒鳴リタル為メ前記横澤慶吉以下四名ハ同日午前九時半頃作業ヲ切上グルト共ニ横澤慶吉ノ豫テ知合ナル社大党城東区議ニ之ガ事情ヲ訴ヘ待遇改善實現ノ為メ之ガ應援ヲ依頼シタルニ因ル

六経過

(1) 右應援ヲ依頼セラレタル岡村良治ハ直ニ總同盟運輸労働組令執行委員糸島喜志夫ニ通知シ同日午後七時半同人ト共ニ親方宅ヲ訪問岡村良治ヨリ事情ハ別トシテ明日ヨリ仕事ニダケハ就ケテ貰ヒタイト申込ミタルニ親方ハ

勿論明日ハ仕事ニ出テ貰ハナラテハ困ルト回答シ

岡村良治ヨリ

従業員ヨリ他ニ話シタキコトアルトノコトナルヲ以テ明晩更メテ訪問スルト述ベ同ハ時辞去セリ

(2) 翌廿九日朝ヨリ横澤慶吉以下四名ハ平常通り就業スルト共ニ同日午後八時岡村良治糸島喜志夫岡田助雄ノ三名ハ親方宅ヲ訪問左ノ三英ニ関シ口頭ヲ以テ嘆願セリ

- (1) 災害扶助法ノ即時適用
- (2) 日給支拂ノ際預ケ分ノ出来タ支拂ヲナスコト
- (3) 單價ヲ引上ケルコト
- (4) 之ニ對シ親方ヨリ

(1)ノ英ハ現在作業中負傷シタ者ニ對シテハ山田病院五ノ橋療院篠原接骨院等ニ契約シテ何時モ治療ヲ受ケシメ其ノ治療代ハ勿論休業中ハ常備日給ノ半額(九十錢)ヲ